

# 令和7年度版 市税のしおり

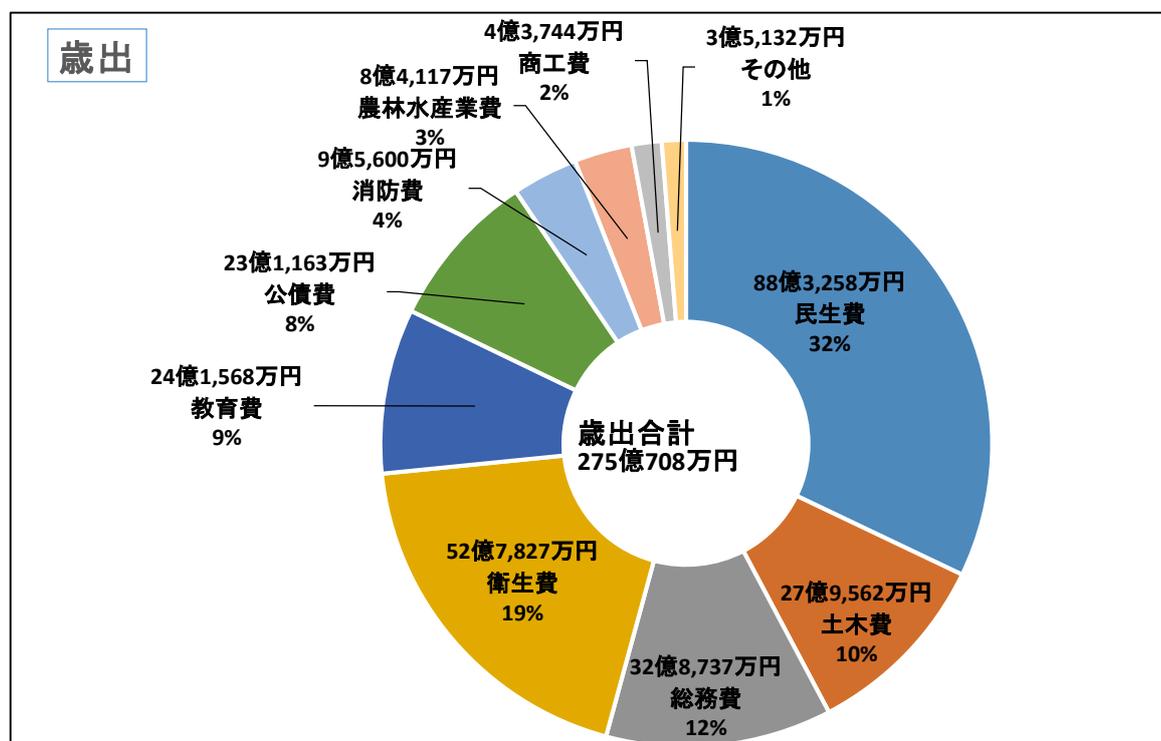
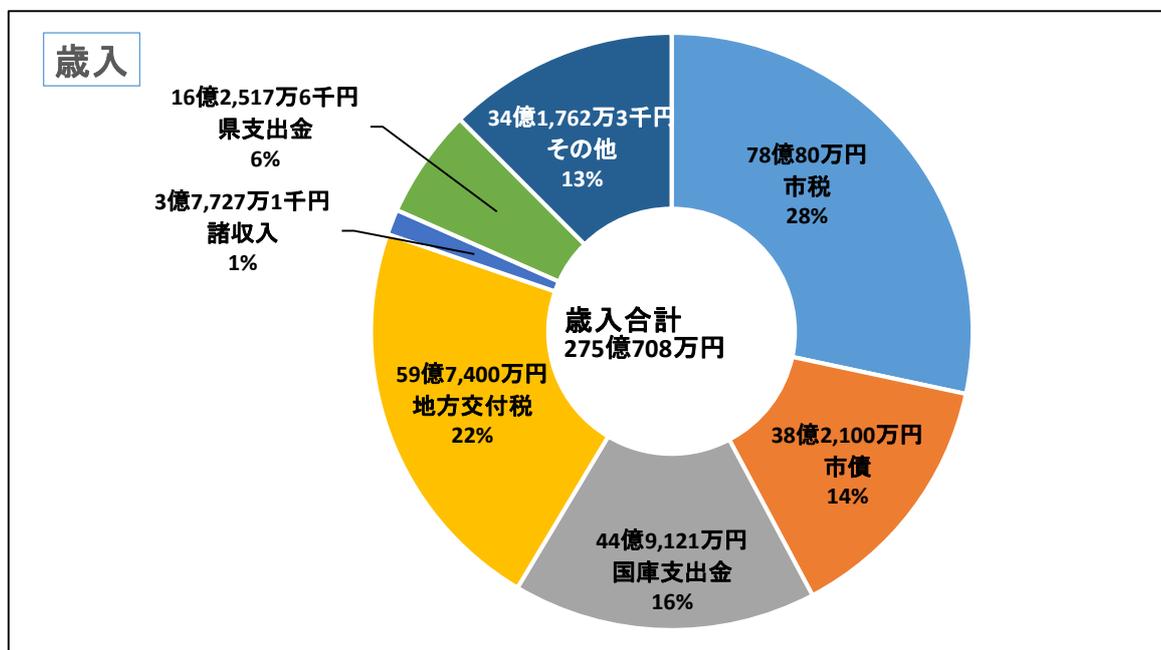


 **笠岡市**  
税務課

# 笠岡市の予算

## ① 一般会計予算のあらまし

皆さんの生活にもっとも関係の深い、令和7年度一般会計当初予算額は275億708万円です。このうち市税による収入は78億80万円で、全体の約28%を占めています。



●令和7年度一般会計当初予算額を市民1人あたりに換算すると  
(令和7年4月1日現在の人口43,644人で計算)

63万260円

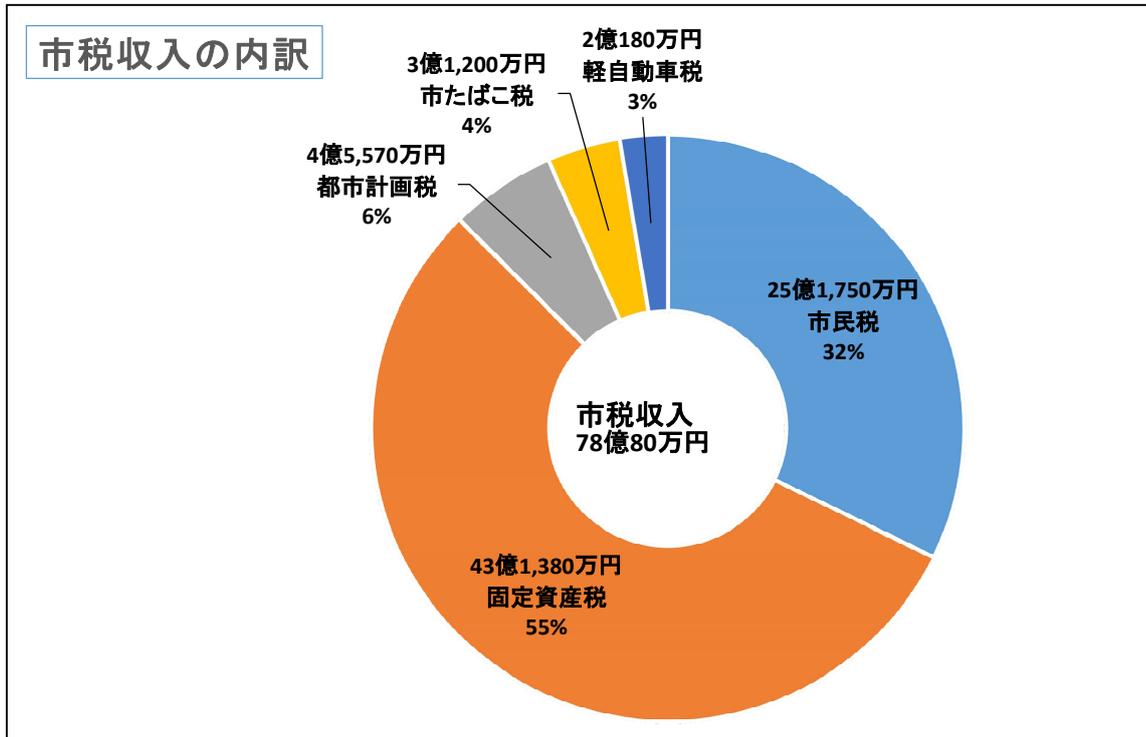
●市民皆さんに納めていただく市税の額を市民1人あたりに換算すると  

$$\left[ \frac{\text{令和7年度一般会計当初予算 市税予算額}}{\text{令和7年4月1日現在の人口}} \right]$$

17万8,737円

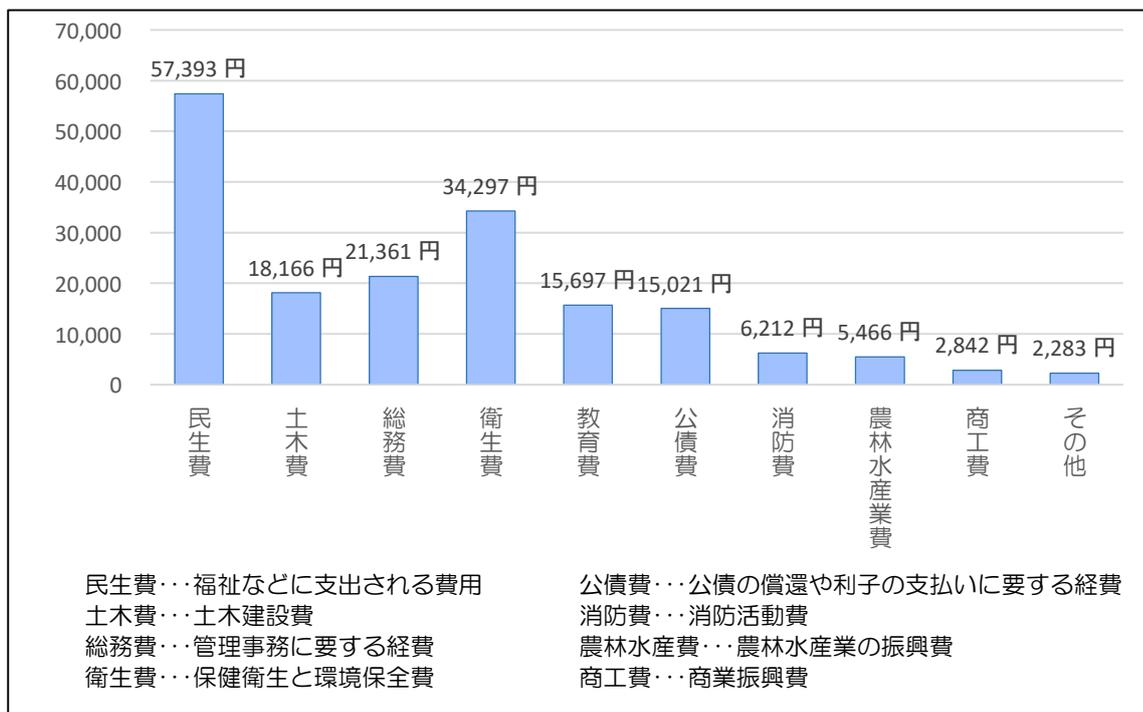
## ② 市税収入の内訳

市税の令和7年度当初予算額の内訳は、市民税が25億1,750万円、固定資産税が43億1,380万円で、この2税で市税の約88%を占め、市税収入の中心となっています。



## ③ 市税の使いみち(1人あたりの市税17万8,737円の使いみち)

市民の皆さんに納めていただく市税は、どんなところにどのくらい使われているのでしょうか。市民1人あたりの市税(17万8,737円)について、令和7年度予算における使いみちとその内容は次のとおりです。



## 市税の種類

市税とは、市に納める税金の総称です。市税には、使いみちが特に定められてないで、どのような費用にもあてることができる「普通税」と、使いみちが特定されている「目的税」があります。

市民税には、個人が負担する「個人市民税」と、法人が負担する「法人市民税」の2種類があります。

市 税	普 通 税	市 民 税	個 人	均等の額を負担する均等割と、個人の前年の所得に応じて負担する所得割があります。
			法 人	個人と同様、均等の額を負担する均等割と、法人の所得に対してかかる法人税額に応じて負担する法人税割があります。
		固 定 資 産 税		土地・家屋・償却資産に対してかかる税です。
		軽自動車税	種別割	原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車などの所有者にかかる税です。
			環 境 性能割	三輪以上の軽自動車（特殊自動車を除く）の取得者に、軽自動車の環境性能に応じてかかる税です。
	市 た ば こ 税		たばこの製造業者などが市内の小売販売業者に売り渡した「たばこ」にかかる税です。	
	目 的 税	都 市 計 画 税		用途地域内の土地・家屋に対してかかる税で、都市計画事業（下水道・道路などの整備）に要する費用にあてられます。

## 個人市民税

個人市民税は、税金を負担する能力のある人全てに課税されるもので、個人の所得に応じて納めていただく「所得割」と、所得の多少にかかわらず一定の税額を納めていただく「均等割」の合計額となります。

なお、個人県民税の課税・納税については、市が個人市民税と併せて行い、皆さんから徴収した税額を県へ一括納付しています。

### ① 個人市民税を納めていただく人（納税義務者といいます。）

納 税 義 務 者	納 め る 税 額
市内に住所がある人	均等割額と所得割額
市内に事務所・事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所がない人	均等割額

市内に住所があるかどうか、また事務所などを持っているかどうかは、毎年1月1日現在（これを「賦課期日」といいます。）の状況で判断します。

### ② 個人市民税がかからない人

#### 【均等割も所得割も非課税の人】

- ・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- ・障害者・未成年者・ひとり親・寡婦で、前年中の合計所得金額が135万円以下であった人

#### 【均等割が非課税の人】

- ・前年中の合計所得金額が、下記の金額以下の人  
280,000円×（扶養者数+1）+268,000円  
（ただし、扶養者がいないときは、380,000円）

#### 【所得割が非課税の人】

- ・前年中の総所得金額等の合計額が、下記の金額以下の人  
350,000円×（扶養者数+1）+420,000円  
（ただし、扶養者がいないときは、450,000円）

### ③ 税率

#### 【均等割】

市民税	年額	3,000円
県民税	年額	1,500円

※個人住民税均等割りの枠組みを用いて、国税である森林環境税（年額 1,000円）を賦課徴収します。

#### 【所得割】

市民税	課税標準額の100分の6
県民税	課税標準額の100分の4

※所得割の税額計算は、前年中の所得金額をもとに次のように計算します。

$$\text{所得割} = (\text{所得} - \text{所得控除}) \times \text{税率} - \text{税額控除}$$

#### ④ 所得の種類

所得とは、その種類に応じて、1月1日から12月31日までにおける1年間の収入金額から、原則としてその収入を得るための必要経費（給与所得の場合は給与所得控除額、公的年金所得の場合は公的年金等控除額）を差し引いたものをいいます。その種類は、次の表のとおりです。

所得の種類	所得の内容	所得金額
事業所得	営業等：製造・小売・卸売・運送・建設・修理・サービス・飲食店・漁業・外交員・大工・内職・日雇・医師・塾経営・集金人等 農業：農業・酪農等	総収入金額－必要経費
不動産所得	地代・アパートの家賃・駐車場代等	総収入金額－必要経費
利子所得	預貯金及び公社債の利子	収入金額
配当所得	株式や出資金の利益の配当	収入金額－元本の取得のために要した負債の利子
給与所得	給料・（アルバイト・パート等の）賃金・賞与・事業専従者給与・外交員の固定給・市の各種委員や嘱託員の報酬・医師等の委嘱料や報酬等	収入金額－給与所得控除額
雑所得	①公的年金：老齢年金・恩給・退職年金等 ②その他雑所得：シルバー人材センター配分金・互助年金・確定年金・還付加算金・講演料・原稿料・パチンコ収入・会社への貸付金利子等	次の①と②の合計額 ①公的年金等の収入金額－公的年金等控除額 ②①を除く雑所得の収入金額－必要経費
一時所得	生命保険や損害保険の満期返戻金・収用された場合の移転雑費・馬券の払戻金等	総収入金額－必要経費－特別控除額（最高50万円） ※総所得金額を計算する場合は、2分の1した額が対象となります。
総合譲渡所得	車両・機械・ゴルフ会員権等の譲渡所得（土地・建物は分離譲渡） 短期譲渡所得：所有期間が5年以内のもの 長期譲渡所得：所有期間が5年を超えるもの	収入金額－試算の取得価格等の経費－特別控除額（最高50万円） ※長期譲渡所得の総所得金額を計算する場合、2分の1にした額が対象となります。
山林所得	山林の伐採や立木の譲渡による所得	総収入金額－必要経費－特別控除額（最高50万円）
退職所得	退職金・退職一時金・退職恩給・社会保険制度に基づく一時金等	$(収入金額 - 退職所得控除額) \times 1/2$ ※役員として勤続年数が5年以下の法人役員等の退職金及び勤続年数5年以下の役員等以外の者の退職金で退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については、1/2を乗じません。

※注 次の所得等については、市県民税の所得の対象となりません。

障害年金や遺族年金、雇用保険の失業給付金、生活保護の給付金、通勤手当(限度額有り)、相続、贈与等によって取得した所得

## ⑤ 控除

### 【給与所得控除】

給与所得については、必要経費にかわるものとして、次の表のとおり収入金額に応じ所得金額を計算します。

収入金額 (A)	給与所得金額	
551,000 円 未満	0 円	
551,000 円 以上 1,619,000 円 未満	$A - 550,000$ 円	
1,619,000 円 以上 1,620,000 円 未満	1,069,000 円	
1,620,000 円 以上 1,622,000 円 未満	1,070,000 円	
1,622,000 円 以上 1,624,000 円 未満	1,072,000 円	
1,624,000 円 以上 1,628,000 円 未満	1,074,000 円	
1,628,000 円 以上 1,800,000 円 未満	$A \div 4 = B$ (千円未満端数切捨て)	$B \times 2.4 + 100,000$ 円
1,800,000 円 以上 3,600,000 円 未満		$B \times 2.8 - 80,000$ 円
3,600,000 円 以上 6,600,000 円 未満		$B \times 3.2 - 440,000$ 円
6,600,000 円 以上 8,500,000 円 未満	$A \times 0.9 - 1,100,000$ 円	
8,500,000 円 以上	$A - 1,950,000$ 円	

### 【公的年金等控除】

公的年金等については、次の表のとおり収入金額に応じ所得金額を計算します。

#### ○受給者の年齢が65歳以上の場合

公的年金等の 収入金額	公的年金等雑所得の金額		
	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
3,300,000 円以下	収入金額 - 1,100,000 円	収入金額 - 1,000,000 円	収入金額 - 900,000 円
3,300,000 円超 4,100,000 円以下	収入金額 $\times 0.75 - 275,000$ 円	収入金額 $\times 0.75 - 175,000$ 円	収入金額 $\times 0.75 - 75,000$ 円
4,100,000 円超 7,700,000 円以下	収入金額 $\times 0.85 - 685,000$ 円	収入金額 $\times 0.85 - 585,000$ 円	収入金額 $\times 0.85 - 485,000$ 円
7,700,000 円超 10,000,000 円以下	収入金額 $\times 0.95 - 1,455,000$ 円	収入金額 $\times 0.95 - 1,355,000$ 円	収入金額 $\times 0.95 - 1,255,000$ 円
10,000,000 円超	収入金額 - 1,955,000 円	収入金額 - 1,855,000 円	収入金額 - 1,755,000 円

## ○受給者の年齢が65歳未満の場合

公的年金等の 収入金額	公的年金等雑所得の金額		
	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
1,300,000円以下	収入金額-600,000円	収入金額-500,000円	収入金額-400,000円
1,300,000円超 4,100,000円以下	収入金額×0.75-275,000円	収入金額×0.75-175,000円	収入金額×0.75-75,000円
4,100,000円超 7,700,000円以下	収入金額×0.85-685,000円	収入金額×0.85-585,000円	収入金額×0.85-485,000円
7,700,000円超 10,000,000円以下	収入金額×0.95-1,455,000円	収入金額×0.95-1,355,000円	収入金額×0.95-1,255,000円
10,000,000円超	収入金額-1,955,000円	収入金額-1,855,000円	収入金額-1,755,000円

※ 65歳未満であるかどうかの判定は、その年の12月31日(その納税者が年の途中において死亡又は出国する場合には、その死亡又は出国の時の)の年齢によります。

### 【所得金額調整控除】

次に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が所得控除の一種として控除されます。

①給与等の収入金額が850万円を超え、次のAからCのいずれかに該当する場合

A 本人が特別障害者に該当する

B 年齢23歳未満の扶養親族がいる

C 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族がいる

・所得金額調整控除＝(給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円)  
-850万円)×10%

②給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の両方があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

・所得金額調整控除額＝(給与所得控除後の給与等の金額(10万円超の場合は10万円)  
+公的年金等に係る雑所得の金額(10万円超の場合は10万円))-10万円

①②の両方に該当する場合は、①の控除後に②の金額を控除します。

## 【所得控除】

所得控除は、納税義務者の担税力に応じた税負担を求めするために、納税義務者に配偶者や扶養親族があるかどうかなどの個人的な事情を考慮して所得から次の金額を引くことになっています。

控除の種類	要件	控除額										
雑損控除	災害や盗難等で資産に損害を受けた場合	次のいずれか多い金額 ① 差引損失額 - (総所得金額の合計額×10%) ② 災害関連支出の金額 - 5万円 ※ 差引損失額=「損失金額」-「保険金等で補てんされる金額」 ※ 災害関連支出=災害により滅失した家屋等を除去するために必要な費用等										
医療費控除 ※①又は②の選択適用	① 通常の医療費控除 本人や生計を一にする親族のために医療費を支払った場合	(支払った医療費) - (保険などによる補填金額) - (総所得金額等×5%又は10万円のいずれか少ない金額) ※上限200万円										
	② 医療費控除の特例 健康診断や予防接種等を受けている人が、本人や生計を一にする親族のためにスイッチOTC医薬品を購入した場合	(特定一般医薬品等購入費) - (保険金などで補填される金額) - 12,000円 ※上限88,000円										
社会保険料控除	本人や生計を一にする親族の負担すべき社会保険料を支払った場合	全額										
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金や心身障害者扶養共済の掛金を支払った場合	全額										
生命保険料控除	本人又は生計を一にする親族を受取人とする次の生命保険契約等の保険料や掛金を支払った場合	《平成24年1月1日以後に契約した場合(新契約)》 ・①～③について、いずれかの場合 下表により計算した額 ・①～③について、複数該当がある場合 それぞれ下表により計算した額を合計した額 ※上限70,000円										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超32,000円以下</td> <td>支払保険料×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超56,000円以下</td> <td>支払保険料×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table>	支払保険料	控除額	12,000円以下	全額	12,000円超32,000円以下	支払保険料×1/2+6,000円	32,000円超56,000円以下	支払保険料×1/4+14,000円	56,000円超	28,000円
		支払保険料	控除額									
		12,000円以下	全額									
		12,000円超32,000円以下	支払保険料×1/2+6,000円									
32,000円超56,000円以下	支払保険料×1/4+14,000円											
56,000円超	28,000円											
① 生命保険契約等の保険料や掛金												
② 介護医療保険契約等の保険料や掛金												
③ 個人年金保険契約等の保険料や掛金												
	《平成23年12月31日以前に契約した場合(旧契約)》 ・①のみ又は③の場合 下表により計算した額 ・①と③の両方に該当がある場合 それぞれ下表により計算した額を合計した額 ※上限70,000円											

控除の種類	要件	控除額	
生命保険料 控除 続き		支払保険料	控除額
		15,000円以下	全額
		15,000円超40,000円以下	支払保険料×1/2+7,500円
		40,000円超70,000円以下	支払保険料×1/4+17,500円
		70,000円超	35,000円
	《新契約と旧契約の両方がある場合》		
	・①と③について 新・旧契約それぞれの方法で計算した額を合計した額 ※上限28,000円		
	・②について 新契約のみ適用		
	・①～③について、複数該当がある場合 それぞれの方法で計算した額を合計した額 ※上限70,000円		
地震保険料 控除	①本人又は生計を一にする配偶者 その他の親族が有している生活 用資産を保険や共済の目的とし、 かつ、地震や噴火を原因とする火 災等によって生じた損害に対し て保険金が支払われる損害保険 契約の保険料や掛金を支払った 場合 ②右記の㉑から㉓の要件を満たす 長期損害保険契約等に係る損害 保険料を支払った場合	①地震保険料のみの場合	
		支払保険料	控除額
		50,000円以下	支払保険料×1/2
		50,000円超	25,000円
		②旧長期損害保険料(下記の要件を満たすもの)のみの場合 ㉑平成18年12月31日までに締結した契約(保険期間 又は共済期間の始期が平成19年1月1日以後のものは 除く) ①満期返戻金のあるもので、保険期間又は共済期間が 10年以上の契約 ㉒平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の変更を していないもの	
支払保険料	控除額		
5,000円以下	全額		
5,000円超15,000円以下	支払保険料×1/2+2,500円		
15,000円超	10,000円		
	③両方ある場合 上記①、②で算出した金額の合計額 限度額25,000円		
寡婦控除	次の①又は②のいずれかに該当し、 かつ、合計所得金額が500万円以下 の場合	26万円	
	①夫と死別した後、婚姻をしていな い者又は夫の生死が明らかでない 者 ②夫と離別した後、婚姻をしていな い者で、子以外の扶養親族(他者		

控除の種類	要件	控除額															
	の同一生計配偶者又は扶養親族ではなく、総所得金額等が48万円以下の者)を有する者 ※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる場合は対象外																
ひとり親控除	婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子(他者の同一生計配偶者又は扶養親族ではなく、総所得金額等が48万円以下の者)を有し、かつ、合計所得金額が500万円以下の場合 ※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる場合は対象外	30万円															
障害者控除	本人、同一生計配偶者又は扶養親族が障害者の場合	普通障害者の場合 26万円 特別障害者の場合 30万円 ※同居の特別障害者である場合は、23万円加算															
勤労学生控除	本人が勤労学生で、合計所得金額が75万円以下で、その内勤労によらない所得が10万円以下の場合	26万円															
同一生計配偶者	配偶者の合計所得金額が、48万円以下の場合	同一生計配偶者に対する控除額はありませぬ。															
控除対象配偶者	同一生計配偶者のうち、納税義務者の合計所得金額が1000万円以下の場合	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">納税義務者の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者が70歳未満</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>配偶者が70歳以上</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table>		納税義務者の合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	配偶者が70歳未満	33万円	22万円	11万円	配偶者が70歳以上	38万円	26万円	13万円
	納税義務者の合計所得金額																
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下														
配偶者が70歳未満	33万円	22万円	11万円														
配偶者が70歳以上	38万円	26万円	13万円														

控除の種類	要件	控除額			
配偶者特別控除	納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合	配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額		
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
		48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
		100万円超 105万円以下	31万円	21万円	
		105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
		110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
		115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
		120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
		125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
		130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
扶養控除	生計を一にする親族で、合計所得金額が48万円以下の場合	区分	要件	控除額	
		一般扶養親族	16歳以上(下記の要件に該当するものを除く。)	33万円	
		特定扶養親族	19歳以上 23歳未満	45万円	
		老人扶養親族	70歳以上	38万円	
		同居老親等	本人又は配偶者の直系尊属で同居の場合	45万円	
※16歳未満の年少者は、控除対象外(控除額なし)です。					
基礎控除	合計所得金額が2,500万円以下の場合	合計所得金額		控除額	
		2,400万円以下		43万円	
		2,400万円超 2,450万円以下		29万円	
		2,450万円超 2,500万円以下		15万円	
		2,500万円超		適用なし	

※ 年齢は、前年の12月31日現在で判定します。

※ 夫婦間でお互いに、配偶者控除を受けることはできますが、配偶者特別控除を受けることはできません。

※ 納税義務者から「専従者給与」の支払いを受けている配偶者は、「配偶者控除」・「配偶者特別控除」を受けることはできません。

## 【税額控除】

### (1) 調整控除

国からの地方への税源移譲に伴い、納税者の税負担が変わらないようにするために設けられた調整措置です。

◆市民税・県民税の合計課税所得金額が200万円以下の場合

次の㉗と㉘のいずれか少ない額の5%に相当する金額

㉗次表の控除の種類欄に適用があれば、同表金額欄適用箇所の合算金額

㉘合計課税所得金額

◆市民税・県民税の合計課税所得金額が200万円を超える場合

㉙の金額から㉚の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%に相当する金額

㉙次表の控除の種類欄に適用があれば、同表金額欄適用箇所の合算金額

㉚合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類			金額		
配偶者 控除	一般の控除対象 配偶者	納税義務者の 合計所得	900万円以下	5万円	
			950万円以下	4万円	
			1,000万円以下	2万円	
	老人控除対象 配偶者		900万円以下	10万円	
			950万円以下	6万円	
			1,000万円以下	3万円	
配偶者 特別控除	配偶者の 合計所得	納税義務者の 合計所得	900万円以下	5万円	
			48万円超 50万円未満	950万円以下	4万円
			1,000万円以下	2万円	
	50万円超 55万円未満		900万円以下	3万円	
			950万円以下	2万円	
			1,000万円以下	1万円	
扶養控除	一般の扶養親族		5万円		
	特定扶養親族		18万円		
	老人扶養親族		10万円		
	(同居老親等)		13万円		
障害者 控除	普通		1万円		
	特別		10万円		
	同居特別障害者		22万円		
寡婦控除			1万円		
ひとり親 控除	父		1万円		
	母		5万円		
勤労学生控除			1万円		
基礎控除			5万円		

## (2) 配当控除（利益の配当・剰余金の分配等）

配当所得がある場合、次の式で求める配当控除額が控除されます。

$$\text{配当控除額} = \text{配当所得の金額} \times \text{下表の控除率}$$

（利益の配当及び剰余金の分配に係る配当所得に対する控除率表）

	課税総所得金額、課税長期（短期）譲渡所得金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税配当所得金額及び先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額			
	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、特定株式投資信託、特定目的信託の収益の分配	1.60%	1.20%	0.80%	0.60%
特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配（一般外貨建等証券投資信託の収益の分配を除く。）	0.80%	0.60%	0.40%	0.30%
一般外貨建等証券投資信託の収益の分配	0.40%	0.30%	0.20%	0.15%

## (3) 寄附金税額控除

次の寄附をした場合、申告をすることで次の計算により算出した合計額を所得割額から控除されます。（控除対象となる寄附金額上限は、総所得金額等の3割です。）

寄附金の種類	税額控除額	控除対象となる寄附金
ふるさと納税 （地方自治体への寄附金）	基本控除額（10%） ＋特例控除額 ※1	全都道府県、全市区町村に対する寄附金が対象になります。
ワンストップ特例	申告特例控除額※2 を加算	ワンストップ特例制度を利用するには申請が必要です。※3
住所地の共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金	基礎控除額（10%）	岡山県共同募金会、日本赤十字社岡山県支部に対する寄附金が対象になります。
県、市が条例で指定する寄附金	基礎控除（10%）	県、市が条例で指定した寄附先に対する寄附金が対象となります。

※1 特例控除額＝（地方公共団体に対する寄附金－2,000円）×（90%－所得税の限界税率×1.021）（所得割額の20%を上限額とします。）

※2 申告特例控除額＝特例控除額×所得税の限界税率×1.021  
÷（90%－所得税の限界税率×1.021）

※3 ワンストップ特例制度の申請には次の条件があります。

- ◆寄付を行った年の所得について確定申告をする必要が無い人
- ◆1年間のふるさと納税納付先自治体が5つまでの人

#### (4) 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

平成26年から令和5年12月31日までの間に入居し、所得税の住宅借入金等（住宅ローン）特別控除の適用を受けた人で、所得税で控除しきれなかった金額がある場合、次のうちいずれか少ない額が控除されます。

◆平成26年3月までの間に入居された者

- ①所得税から引ききれなかった住宅ローン控除可能額
- ②所得税の課税総所得金額等×5%（97,500円を限度）

◆平成26年4月から令和4年12月までの間に入居された者

- ①所得税から引ききれなかった住宅ローン控除可能額
- ②所得税の課税総所得金額等×7%（136,500円を限度）※

※ ただし、住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%の場合に限ります。

◆令和4年1月から令和7年12月までの間に入居された者

- ①所得税から引ききれなかった住宅ローン控除可能額
- ②所得税の課税総所得金額等×5%（97,500円を限度）

#### (5) 外国税額控除

外国にその源泉がある所得について、その国の法令によって所得税や住民税に相当する税が課税された時に、国際間の二重課税を調整するために、一定の方法により所得割の額から控除されます。

### ⑥ 課税の特例

個人市民税の所得割は、各種所得金額を合計して税額を計算する総合課税を原則としていますが、退職所得や土地建物の譲渡所得などについては、他の所得と区分して分離課税の方法により課税する特例が設けられています。

#### 【退職所得にかかる課税の特例】

退職所得にかかる個人市民税所得割額は、通常、所得税と同様に退職金などの支払いを受けるときに差し引かれます（特別徴収）。

退職所得にかかる個人市民税所得割の計算式は次のとおりです。

$$\text{個人市民税所得割額} = \{ (\text{退職金等の収入金額} - \text{退職所得控除}) \times 1/2 \} \times 6\%$$

※参考 個人県民税所得割額 = { (退職金等の収入金額 - 退職所得控除) × 1/2 } × 4%

※勤続年数5年以下の役員等については、上記計算式の1/2の適用はありません。

※勤続年数5年以下の役員等以外の者の退職金についても、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については、上記計算式の1/2の適用はありません。

（退職所得控除額）

勤続年数（1年未満は切上げ）	退職控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数（最低80万円）
20年超の場合	800万円+70万円×（勤続年数-20年）

## 【土地・建物の譲渡所得にかかる課税の特例】

土地や建物等の資産を譲渡した場合、譲渡した土地や建物等の所有期間によって、それぞれ税額計算をします。

譲渡した年の1月1日において、土地や建物等の所有期間が5年を超えるものを長期譲渡、5年以下のものを短期譲渡といいます。

$$\begin{aligned} \text{長期譲渡所得にかかる税額} &= \text{譲渡所得金額} \times \text{税率} 5\% (\text{市民税} 3\%、\text{県民税} 2\%) \\ \text{短期譲渡所得にかかる税額} &= \text{譲渡所得金額} \times \text{税率} 9\% (\text{市民税} 5.4\%、\text{県民税} 3.6\%) \end{aligned}$$

$$\text{譲渡所得金額} = \text{収入金額} - \text{資産の取得費} - \text{譲渡費用} - \text{特別控除額 (下表)}$$

※長期譲渡所得で、優良住宅地の造成等のための譲渡及び居住用財産の譲渡の場合は、税率が異なります。

※短期譲渡所得で、国や地方公共団体等へ譲渡の場合は、税率が異なります。

(特別控除額表)

譲渡の理由	特別控除額
収用事業のために、土地や建物などを譲渡した場合	5,000万円
自分が住んでいる家屋やその敷地を譲渡した場合	3,000万円
被相続人の居住用財産(空き家)を譲渡した場合	3,000万円
独立行政法人都市再生機構などが行う特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合	2,000万円
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合	1,500万円
農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合	800万円

## 【株式等の譲渡所得にかかる課税の特例】

個人が株式等を譲渡した場合の譲渡所得等に対する税額については、次により計算し、他の所得と分離して課税されます。なお、源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式等の譲渡所得等に対しては、「株式等譲渡所得割」が課税され特別徴収されます。

$$\text{株式等の譲渡所得にかかる税額} = \text{譲渡所得等金額} \times \text{税率} 5\% (\text{市民税} 3\%、\text{県民税} 2\%)$$

$$\text{譲渡所得等金額} = \text{収入金額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用})$$

◆株式等の譲渡所得等の申告の要否、課税方法等は次の表のとおりです。

	上場株式等			一般株式等
	特定口座分		一般口座分	
	源泉徴収選択口座分	簡易申告口座分		
株式等譲渡所得割の税率	特別徴収5%		—	
申告の要否	不要		必要	
申告した場合の税率	市民税3%、県民税2%			
申告分離課税を選択した上場株式等の配当等所得との損益通算	できる			できない
譲渡損失の翌年への繰越し	できる			できない
所得税と異なる課税方式の選択※	できる		できない	

◆株式等譲渡所得割による課税・徴収(特別徴収)

源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式等の譲渡所得等については、当該口座の証券会社が所得税の源泉徴収と同時に、別途5%の税率により「株式等譲渡所得割」を特別徴収し、都道府県に納入します。

したがって、納税義務者が上場株式等の譲渡所得等を申告する必要はありませんが、各種控除の適用を受けるために申告分離課税により申告することもできます。この場合、特別徴収された「株式等譲渡所得割」相当額については、翌年度の納税義務者の所得割額から税額控除し、控除しきれない額は均等割額または未納税額に充当、もしくは納税義務者に還付されます。

### 【上場株式等の配当所得等にかかる課税の特例】

上場株式等にかかる配当所得について申告する場合には、「総合課税」と「申告分離課税」のいずれかを選択できます。ただし、「総合課税」を選択した場合には、他の所得と合算して課税されます。また、「申告分離課税」を選択した場合は、配当控除の適用はありません。上場株式等の配当所得等の税額の計算式は次のとおりです。

$$\text{上場株式等の配当所得等にかかる税額} = \text{配当等所得金額} \times \text{税率}$$

$$\text{配当等所得等額} = \text{収入金額} - \text{元本取得に要した負債の利子}$$

◆株式等の配当等所得の申告の要否、課税方法、税率等は次の表のとおりです。

	上場株式等		一般株式等
	一般分	大口株主分	
配当割の税率	特別徴収5%		—
申告の要否	不要		必要
申告時の選択	総合課税	分離課税	総合課税のみ
申告した場合の税率	市民税6% 県民税4%	市民税3% 県民税2%	市民税6% 県民税4%
配当控除	あり	なし	あり
上場株式等の譲渡損失との損益通算	できない	できる	できない
その他の所得との損益通算	できる	できない	できる
所得税と異なる課税方式の選択※	できる		できない

※ 納税通知書が送達される時までには、確定申告書とは別に、市民税・県民税申告書と「上場株式等の所得に関する市県民税申告不要等申出書」をご提出いただくことにより、所得税と異なる課税方式（申告不要制度、申告分離課税）を選択することができます。

（例：所得税は申告分離課税、個人市・県民税は申告不要制度）

◆配当割による課税・徴収（特別徴収）

上場株式等の配当等所得については、当該配当等の支払者が所得税の源泉徴収と同時に、別途5%の税率により「道府県民税配当割」を特別徴収し、都道府県に納入します。

したがって、納税義務者が上場株式等の配当等所得を申告する必要はありませんが、各種控除の適用を受けるために総合課税または申告分離課税を選択して申告することができ、総合課税により申告した場合は、配当控除および配当割額控除が適用され、申告分離課税により申告した場合は、配当割額控除のみが適用されます。

申告された場合、特別徴収された「道府県民税配当割」相当額については、翌年度の納税義務者の所得割額から税額控除し、控除しきれない額は均等割額または未納税額に充当、もしくは納

税義務者に還付します。

◆上場株式等の譲渡損失等との損益通算（申告分離課税制度）

上場株式等の譲渡損失または繰越損失がある場合には、申告分離課税を選択した上場株式等の配当等所得の金額から控除することができます。

### 【先物取引にかかる雑所得等の特例】

先物取引による雑所得等に対する税額は、次により計算します。

$$\text{先物取引の雑所得にかかる税額} = \text{雑所得金額} \times \text{税率} 5\% (\text{市民税} 3\%、\text{県民税} 2\%)$$

先物取引の雑所得は、収入金額から委託手数料やその他の経費を差し引いて計算します。

## ⑦ 定額減税について

令和7年度個人住民税の定額減税は、納税義務者本人の前年の合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下で、生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が48万円以下の方で国外居住者をのぞく）を有する方について、個人住民税所得割額から1万円を控除します。

## ⑧ 申告について

1月1日現在笠岡市内に住所がある人は、毎年2月から3月までの確定申告期間に市民税・県民税申告書を笠岡市へ提出してください。申告会場等は「広報かさおか」や「笠岡市ホームページ」でお知らせします。

ただし、次の人は市民税・県民税の申告をする必要はありません。

- ◆税務署へ所得税の確定申告書を提出する人
- ◆給与所得のみで、勤務先の年末調整を受けた人

## ⑨ 納税の方法

個人市民税の納税方法は、納税通知書で納めていただく普通徴収と、勤務先の給与または公的年金から天引きすることで納めていただく特別徴収の2種類があります。

### 【普通徴収】

事業所得者などの場合は、税務課からお送りする納税通知書によって、通常年4回（6月、8月、10月、翌年1月）の納期に分けて納税していただきます。

### 【特別徴収】

#### （1）給与からの特別徴収

給与所得者の場合は、給与の支払者（この人を特別徴収義務者といいます。）が6月から翌年の5月までの毎月の給与から税額を差し引き、これを翌月の10日までに市に納めていただくことになっています。これを給与からの特別徴収といいます。なお、納税義務者には特別徴収義務者を通じて税額決定通知を行います。

#### （2）公的年金からの特別徴収

日本年金機構等の年金の支払者が、各偶数月の年金から税額を差し引くことを年金からの特別徴収といいます。なお、年金から特別徴収される納税義務者には、市から税額決定通知を行います。

◆対象となる人

公的年金にかかる住民税の納税義務者のうち、4月1日現在において国民年金法に基づく老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の人

ただし、次の人は対象とはなりません。

- ・老齢基礎年金等の給付額の年額が、18万円未満である人
- ・当該年度の特別徴収税額が老齢基礎年金等の給付額の年額を超える人
- ・介護保険料が公的年金から特別徴収されていない人

◆対象となる税額

公的年金等にかかる所得に対する住民税の所得割額と均等割額

※ただし、特別徴収の対象となる給与所得がある人は、均等割額は給与から特別徴収されます。

(例) 新たに公的年金からの特別徴収の対象となられる人

	4月	6月	8月	10月	12月	2月
納付額		年税額の 1/4	年税額の 1/4	年税額の 1/6	年税額の 1/6	年税額の 1/6
納付方法		納付書で納める (普通徴収)		公的年金からの天引き(特別徴収)		

(例) 前年度から継続して公的年金からの特別徴収の対象になられている人

	4月	6月	8月	10月	12月	2月
納付額	前年度の 年税額の 1/6	前年度の 年税額の 1/6	前年度の 年税額の 1/6	年税額の 残りの 1/3	年税額の 残りの 1/3	年税額の 残りの 1/3
納付方法	公的年金からの天引き(特別徴収)					

## 個人市民税 Q&A

Q 私の夫は今年の2月に死亡しましたが、市民税の納税通知書が送られてきました。納税しなければならないのでしょうか。

A 市民税は、毎年1月1日（賦課期日）現在、市内に住んでいる人に対し、前年中（前年の1月～12月まで）の所得に基づき、課税することになっています。したがって、今年1月1日以降に死亡された方に対しても、その年度の市民税が課税され、相続人が納税義務を引き継ぐことになります。

Q 私は勤務のかたわら仕事関係の雑誌に原稿を書き、その所得が18万円ほどあります。所得税の場合は20万円以下であれば申告不要と聞いておりますが、市民税の申告をする必要がありますか。

A 所得税は、所得の発生した時点で源泉徴収を行っているので、給与所得以外の所得が20万円以下の場合には申告が不要となっています。しかし、市民税においては、他の所得と合算して税額計算をするので、給与所得以外の所得がある場合には、所得の多寡にかかわらず申告しなければなりません。

Q 私は4月に笠岡市から福山市に引っ越しました。市民税はどちらの市に納めることになるのでしょうか。

A 1月1日現在では、あなたの住所は笠岡市にあったため、福山市に引越されても、その年度分の個人市民税は笠岡市に納めていただくことになります。福山市には次年度から納めることになります。

Q 私は11月に会社を退職しましたが、翌年1月に納税通知書により市民税を納付しました。しかし6月にも納税通知書が送られてきました。これはなぜでしょう。

A 会社員の市民税の納税は、原則特別徴収（給与天引き）で行われ、6月から翌年5月までの12回で天引きします。年の途中で退職された場合は、それ以降給与天引きできないので、残りの税額を納税通知書で納めていただく必要があるため送付しています。  
その後の6月に届いた納税通知書は、次年度の市民税となります。

Q 私は生命保険と介護医療保険、個人年金に加入して、確定申告をして12万円の控除をうけましたが、市民税の通知書では生命保険料控除は7万円しか控除されていません。これは間違っているのでしょうか。

A 所得税の生命保険料控除は、生命保険と介護医療保険、個人年金でそれぞれの上限が4万円で12万円まで控除を受けることができます。しかし、市民税の生命保険料控除は、それぞれの上限が2万8千円までとなっていて、合計で7万円までしか控除されません。なお、旧契約の場合、住民税は生命保険と個人年金、それぞれ上限5万円で、合計で7万円までの控除となります。

## 個人市民税 Q&A

**Q** 国税である森林環境税を個人市民税と一緒に徴収しているのはなぜですか？

**A** 森林環境税とは、令和 6 年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、市町村において、個人住民税均等割と併せて 1 人年額 1,000 円が徴収されます。その税収の全額が、国によって森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されます。

森林には、国土の保全、水源の維持、地球温暖化の防止、生物多様性の保全などの様々な機能があり、私たちの生活に恩恵をもたらしています。しかし、林業の担い手不足や、所有者や境界の不明な土地により、経営管理や整備に支障をきたしています。森林の機能を十分に発揮させるため、各地方団体による間伐などの適切な森林整備が課題となっています。

このような現状に加え、パリ協定の枠組みにおける目標達成に必要な地方財源を安定的に確保する必要が生まれ、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。

## 法人市民税

法人市民税は、笠岡市内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という）、寮等を有する法人や人格のない社団等にかかる税金で、法人の規模に応じて一定の額を負担していただく均等割と、法人税額（国税）に応じて負担していただく法人税割があります。

### ① 法人市民税を納めていただく方（納税義務者といいます。）

納税義務者	納める税
市内に事務所等（※1）を有する法人	均等割と法人税割
市内に寮等（※2）を有する法人で事務所等を有しない法人	均等割のみ
法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課税される個人で笠岡市内に事務所等を有するもの	法人税割のみ

※1 事務所等……事業の必要から設けられた人的・物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。

※2 寮 等……寮、宿泊所、保養所、クラブ、集会所その他これらに類するもので、従業員の宿泊、慰安、娯楽のために常時設けている施設をいいます。

法人の区分等により納める税の状況が異なります。下記の表でご確認ください。

法人の区分		収益事業 （※3）	納める税の状況	
			法人税割	均等割
公共法人	A 地方税法上の公共法人	△	非課税	非課税
	B 法人税法上の公共法人でA以外のもの	△	非課税	○
公益法人等	C 地方税法第25条第1項第2号及び第296条第1項第2号に掲げる法人	無	非課税	非課税
		有	○	○
	D 法人税法別表第2に掲げるC以外の公益法人等	無	非課税	○
		有	○	○
	法人税法別表第2に掲げる独立行政法人	無	非課税	○
		有	○	○
法人税法以外の法律により公益法人等とみなされるもの	無	非課税	○	
	有	○	○	
協同組合等	法人税法別表第3に掲げる法人	△	○	○
人格のない社団等	法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めのあるもの	無	非課税	非課税
		有	○	○
普通法人	E 一般社団法人・一般財団法人（非営利型法人以外のもの）	△	○	○
	F E以外の法人等（株式会社、有限会社等）	△	○	○

※3 収益事業…法人税法に規定された34の事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいいます。

## ② 均等割の計算

$$\text{均等割額} = \text{年税額} \times \text{事務所等を有していた月数} \div 12$$

(注) 事業年度の途中で事務所等を開設・閉鎖した場合は、事務所等を有していた月数が1月に満たない場合は1月とし、1月に満たない端数が生じた場合は切り捨てます。

区 分		年 税 額
資本金等の額 (※4)	市内従業者数の合計数 (※5)	
1000万円以下	50人以下	5万円
	50人超	12万円
1000万円を超え 1億円以下	50人以下	13万円
	50人超	15万円
1億円を超え 10億円以下	50人以下	16万円
	50人超	40万円
10億円を超える	50人以下	41万円
10億円を超え 50億円以下	50人超	175万円
50億円を超える		300万円
公共法人及び公益法人等のうち均等割が課税されるもの		5万円
人格のない社団等で収益活動を行うもの		
一般社団法人及び一般財団法人（非営利型法人を除く）		
資本金の額または出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社以外）		

※4 資本金等の額…資本金等の額と資本金の額及び資本準備金の額の合算額の多い方

※5 従業者数の合計数…市内に有する事務所・事業所又は寮などの従業者数の合計数

（資本等の金額と従業者数の合計数は、課税標準の算定期間の末日で判定します。）

## ③ 法人税割の税率

	令和元年10月1日から 開始した事業年度	平成26年10月1日から 令和元年9月30日以前に 開始した事業年度
税率	8.4%	12.1%

※笠岡市は超過課税税率を適用しています。

#### ④ 法人税割の計算

##### 【笠岡市のみに事務所等を有する法人の場合】

$$\text{法人税割額} = \text{課税標準となる法人税額} \times \text{税率}$$

##### 【複数の市町村に事務所等を有する法人の場合（分割法人）】

手順1 分割法人の課税標準額を計算します。

$$\text{分割法人の課税標準額} = \text{課税標準となる法人税額} \div \text{全従業者数の合計} \times \text{市内の従業者}$$

- ※ 市内従業者数は、市内に有する事務所等の算定期間末日における従業者数です。
- ※ 事業年度の途中で事務所等を新設・廃止した場合の従業者数は、事務所等が存在した月数に応じて月割で計算します。
- ※ 法人税割の算出に用いる「月数」は、暦に従って計算し、1月末満の場合は1月とし、1月末満の端数が生じた場合は切り上げます。
- ※ 計算後の従業者数に1人に満たない端数が生じた場合は1人とします。

手順2 法人税割額を計算します。

$$\text{法人税割額} = \text{分割法人の課税標準額} \times \text{税率}$$

#### ⑤ 法人等の設立・開設・変更に伴う届出

笠岡市内に、新しく法人等を設立した場合や、事務所等を開設した場合は、**2か月以内**に法人名・所在地・代表者名・設立年月日・事業年度等の必要事項を税務課に届出てください。また、商号変更・所在地変更・代表者変更・資本金額変更等の届出内容に変更を生じた場合や、事務所等を閉鎖した場合、法人を解散・清算終了した場合についても税務課に届出てください。届出の際には、登記簿の謄本あるいは抄本、定款の写し等が必要となります。

#### ⑥ 申告と納税

法人市民税は、それぞれの法人が定める事業年度が終了した後一定期間内に、その法人が納付すべき税額を算出して申告し、税金を納めることとなっています。

申告区分	申告納付期限	納付税額
予定申告	事業年度開始の日以後 6か月を経過した日から 2か月以内	《予定申告》 均等割額（年額）の1/2と前事業年度の法人税割額の1/2との合計額
仮決算による 中間申告		《中間申告》 均等割額（年額）の1/2とその事業年度開始の日以後6か月を1事業年度として計算した法人税割額との合計額
確定申告	事業年度終了の日の翌日から、原則として2か月以内	均等割額＋法人税割額 当該事業年度について中間（予定）申告した税額がある場合は、その額を差し引いた額

- ※ 公益法人等で均等割のみが課税されるものについての申告納付期限は4月末日です。
- ※ 公共法人、公益法人等、協同組合等、人格のない社団等、事業年度が6か月以下の法人、新たに設立された法人、前事業年度の確定法人税額が20万円以下の法人等は、中間（予定）申告を行う必要はありません。

## 固定資産税

固定資産税は、賦課期日である毎年1月1日に、市内に固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している人が、その固定資産の価格をもとに算定された税額を納める税金です。

### ① 固定資産税を納めていただく人（納税義務者といいます。）

固定資産税を納める人は、原則として固定資産の所有者です。

土地	登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
家屋	登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

ただし、所有者として登記（登録）されている人が賦課期日前に死亡している場合等には、賦課期日現在で、その土地や家屋を現に所有している人（相続人等）が納税義務者となります。

### ② 価格の決定

固定資産の価格は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、市長がその価格を決定します。

土地・家屋は、3年ごとの基準年度に評価替えを行います。途中、土地の地目変更、家屋の新・増築などがあった場合は、新たに評価を行い、価格を決定します。

償却資産については、所有者の方に毎年1月1日現在の状況を1月31日までに申告していただき、これに基づき、毎年評価し、その価格を決定します。

### ③ 評価替え

固定資産税は、固定資産の価格、すなわち「適正な時価」を課税標準として課税されるものです。したがって、本来であれば毎年評価替えを行い、これによって得られる「適正な時価」をもとに課税を行うことが納税者間における税負担の公平に資することになりますが、膨大な量の土地や家屋について毎年度評価を見直すことは、実務的には事実上不可能であることや、課税事務の簡素化を図り徴税コストを最小に抑える必要もあること等から、土地と家屋については原則として3年間評価額を据え置く制度、換言すれば、3年ごとに評価額を見直す制度がとられています。この意味から、評価替えは、この間における資産価格の変動に対応し、評価額を適正な均衡のとれた価格に見直す作業であるといえます。

なお、土地の価格については、据え置き年度においても地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でないときは、簡易な方法により評価額を修正することになっています。

### ④ 縦覧制度

固定資産税の納税者が、自分の所有する土地又は家屋が適正に評価されているかを判断するために、比較の目的で他の人が所有する市内の類似した土地又は家屋の評価額などを見ることができる制度で、土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿をご覧いただくものです。

ただし、土地のみを所有している方は家屋価格等縦覧帳簿、家屋のみを所有している方は土地価格等縦覧帳簿の縦覧はできませんのでご注意ください。

縦覧期間は、毎年4月1日から第1期納期限の日（原則5月末日）までです。

縦覧できる方は、固定資産税の納税者及びその代理人の方のみです。縦覧に来られる方は、

本人確認のできるもの（マイナンバーカード・運転免許証・保険証・納税通知書等）が必要です。

## ⑤ 閲覧制度（固定資産課税台帳の閲覧）

固定資産税の納税義務者等が、自己の資産について固定資産課税台帳に登録された内容を確認することができる制度です。また、借地人・借家人等も借用物件の課税台帳の閲覧ができます。

閲覧できる方は、固定資産の納税義務者や同一世帯の同居の親族や納税管理人又は納税義務者の委任状等がある方又は借地借家人等で権利関係の分かる書面を持参している方です。閲覧に来られる方は、本人確認のできるもの（マイナンバーカード・運転免許証・保険証・納税通知書等）が必要です。

## ⑥ 固定資産税の価格に不服がある場合

固定資産課税台帳の登録価格に不服がある場合には、固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。

### 【審査の申出をすることができる者】

固定資産税の納税義務者

### 【審査の申出をすることができる事項】

固定資産課税台帳に登録された価格

※価格以外のことについては、審査の申出の対象になりません。

### 【審査の申出をすることができる期間】

固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日以降、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3か月以内です。

また、縦覧に供した日以後に価格の決定又は修正があった場合は、その通知を受けた日から3か月以内に審査の申出をすることができます。

### 【審査の申出の方法】

審査の申出は、審査申出書を固定資産評価審査委員会に提出（郵送可）して行います。

審査申出書は、固定資産評価審査委員会事務局にあります。

## ⑦ 課税標準額の算定

原則として、課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。しかし、住宅用地の特例措置や税負担の調整措置等により、課税標準額が価格より低くなる場合があります。

また、課税標準額の合計が次の金額（免税点）に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

（免税点）

区分	金額
土地	30万円
家屋	20万円
償却資産	150万円

## ⑧ 税額の計算方法

固定資産税額は次のように計算します。

$$\text{固定資産税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率}$$

※ 税率は、1.4%です。

## ⑨ 土地の課税のしくみ

### 【評価のしくみ】

土地の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき、地目別に定められた評価方法により評価します。

地目には、宅地、田、畑、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、雑種地があり、固定資産税の評価は、登記簿上の地目ではなく、現況の地目によって行います。

### 【宅地の税負担の調整措置と課税標準額の算出方法】

平成8年度までの宅地の税負担は、大部分の土地が評価額の上昇割合に応じてなだらかに上昇する負担調整措置等が行われてきました。しかし、平成9年度の評価替えに伴い、課税の公平の観点から、地域や土地によりばらつきのある負担水準（評価額に対する前年度課税標準額の割合）を均衡化させることを重視した税負担の調整措置が講じられることとなりました。その結果、宅地について負担水準の高い土地は税負担を引き下げ又は据え置き、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させることによって負担水準のばらつきの幅を狭めていく仕組みが導入されました。

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額} (\times \text{住宅用地特例率} (1/3 \text{ 又は } 1/6))}$$

#### (1) 商業地等の宅地（非住宅用地）

ア 負担水準が70%を超える場合（引き下げ）

$$\text{課税標準額} = \text{評価額} \times 0.7$$

イ 負担水準が60%以上70%以下の場合（据え置き）

$$\text{課税標準額} = \text{前年度課税標準額}$$

ウ 負担水準が60%未満の場合（なだらかに上昇）

$$\text{課税標準額} = \text{前年度課税標準額} + \text{評価額} \times 5\%$$

ただし、上記ウで計算した額が、評価額の60%を上回る場合は評価額の60%、評価額の20%を下回る場合は評価額の20%を今年度の課税標準額とします。

なお、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%（現行5%）とする特別な措置がとられています。

#### (2) 住宅用地

ア 負担水準が100%を超える場合（引き下げ）

$$\text{課税標準額} = \text{評価額} \times \text{住宅用地特例率}$$

イ 負担水準が100%未満の場合（なだらかに上昇）

$$\text{課税標準額} = \text{前年度課税標準額} + \frac{\text{評価額} \times \text{住宅用地特例率}}{\text{本則課税標準額 (A)}} \times 5\%$$

↑ 本則課税標準額 (A)

ただし、上記イにより計算した額が、上記(A)の100%を上回る場合は(A)の100%、上記(A)の20%を下回る場合は(A)の20%を今年度の課税標準額とします。

### (3) 住宅用地に対する課税標準額の特例

住宅の敷地の用に供されている土地に対しては、その税負担を軽減する必要から、その面積の広さにより、次の区分に分けて課税標準額を軽減する特例措置があります。(住宅面積の10倍までを限度とします。)

- ① 小規模住宅用地（住宅1戸につき200㎡以下の住宅用地）

固定資産税	6分の1
都市計画税	3分の1

- ② 一般住宅用地（小規模住宅用地以外の住宅用地）

固定資産税	3分の1
都市計画税	3分の2

## ⑩ 家屋の課税のしくみ

### 【評価のしくみ】

家屋の評価は、固定資産評価基準に基づき、再建築価格を基礎に評価します。

#### (1) 新築家屋の評価

$$\text{評価額} = \text{再建築価格} \times \text{経年減点補正率}$$

再建築価格	評価の対象となった家屋と同一のものを、評価の時点においてその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費
経年減点補正率	家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価をあらわしたもの

#### (2) 新築家屋以外の家屋（在来分家屋）の評価

評価額は、新築家屋の評価と同様に求めますが、再建築価格は、建築物価の変動分を考慮します。ただし、算出された評価額が前年度の価額を超える場合は、通常前年度の価額に据え置かれます。(増改築又は損壊等がある家屋については、これらを考慮して再評価されます。)

### 【新築住宅の減額措置】

新築された住宅が、次の要件を備えている場合は、その住宅部分の固定資産税額の2分の1に相当する額が3年度間（3階建て以上の中高層耐火住宅等については5年度間）減額されます。

ただし、延べ床面積のうち120㎡部分までを限度とします。120㎡を超える部分については、減額の対象から除外されます。

- ㊦ 専用住宅又は併用住宅であること。(併用住宅の場合、居住部分の割合が2分の1以上のものに限られます。)
- ㊧ 浴室・台所・便所等を備えた住宅であり、居住部分の床面積が50㎡以上（一戸建て以外の貸家住宅にあっては40㎡以上）280㎡以下であること。

### 【認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置】

一定の要件を満たす認定長期優良住宅について、120㎡までを限度として、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から5年度間（3階建て以上の中高層耐火住宅等は7年度間）、固定資産税の2分の1を減額します。

次の㊸から㊺の要件を満たす必要があります。

- ㊸ 平成21年6月4日から令和8年3月31日までに新築された住宅
- ㊹ 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定に基づき、住宅性能が一定基準を満たすものとして行政庁の認定を受けた住宅
- ㊺ 床面積が50㎡以上（一戸建て以外の貸家住宅にあっては40㎡以上）280㎡以下で、そのうち居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上のもの

この減額措置については、新築された日から翌年の1月31日までの間に申告が必要となります。

### 【住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置】※1

昭和57年1月1日以前から所在していた住宅のうち、平成18年1月1日から令和8年3月31日までの間に一定の耐震改修が行われた住宅について、120㎡を限度として工事が行われた翌年の固定資産税の2分の1を減額します。

（適用条件）

- ・昭和57年1月1日以前から所在する住宅であること。
- ・居住部分の割合が2分の1以上であること。
- ・現行の耐震基準に適合する耐震改修であること。
- ・耐震改修に係る費用が1戸あたり50万円超であること。

### 【住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置】※2

新築された日から10年以上を経過した住宅のうち、平成19年4月1日から令和8年3月31日までの間に、一定のバリアフリー改修が行われた住宅（居住部分の割合が2分の1以上、賃貸住宅は除く）について、100㎡までを限度として、工事の翌年の固定資産税額の3分の1を減額します。なお、この減額措置の適用は一回限りです。

（要件）

- ・65歳以上の者、要介護認定または要支援認定を受けている者、障がい者のいずれかが居住している住宅であること。
- ・改修工事完了後の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。
- ・次の工事で、他の補助金等を除く自己負担額が50万円超であること。  
廊下の拡幅、階段の勾配緩和、浴室の改良、トイレの改良、手すりの取り付け、床の段差の解消、引き戸への取り替え、床表面の滑り止め対策

### 【住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額措置】※3

平成20年1月1日に現存する住宅のうち、平成20年4月1日から令和8年3月31日までの間に、一定の省エネ改修が行われた住宅（居住部分の割合が2分の1以上、賃貸住宅は除く）について、120㎡までを限度として、工事の翌年の固定資産税額の3分の1を減額します。なお、この減額措置の適用は一回限りです。

(要件)

- ・ 次の㉔から㉑までの工事のうち、㉔を含む工事を行うこと。(外気等と接するものの工事に限る。)

㉔窓の改修 ㉕床の断熱改修 ㉖天井の断熱改修 ㉗壁の断熱改修

- ・ 改修部分が現行の省エネ基準に新たに適合するようになること。
- ・ 改修工事完了後の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。
- ・ 他の補助金等を除く自己負担額が50万円超であること。

※1～※3の減額措置については、原則としてすべて改修工事後3か月以内の申告が必要です。

※2と※3の減額措置の重複適用のみ可能で、それ以外の重複適用はありません。

## ⑪ 償却資産の課税のしくみ

事業の用に供する資産について、固定資産評価基準に基づき、取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少(減価)を考慮して評価します。

- ・ 前年中に取得された償却資産

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times (1 - \text{減価率} / 2)$$

- ・ 前年前に取得された償却資産

$$\text{評価額} = \text{前年度の価格} \times (1 - \text{減価率}) \dots \dots \text{㉘}$$

ただし、㉘により求めた額が、(取得価額×5/100)よりも小さい場合は、(取得価額×5/100)により求めた額を価格とします。

※固定資産税における償却資産の減価償却の方法は、原則として定率法です。

取得価額…原則として国税の取扱いと同様です。

減価率…原則として耐用年数表(財務省令)に掲げられている耐用年数に応じて減価率が定められています。

### 【償却資産の申告】

毎年1月1日現在、事業用の償却資産を所有している方は、1月31日までに、市役所に償却資産の申告をしなければなりません。

### 【課税標準】

課税標準は、賦課期日(毎年1月1日)現在の償却資産の価格(評価額)で償却資産課税台帳に登録されたものです。

また、課税標準の特例が適用される場合は、その資産の評価額に特例率を乗じたものが課税標準となります。

## ⑫ 固定資産税の課税免除・不均一課税

要件に適合する場合は、課税免除又は不均一課税の適用を受けることができます。

### 【離島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置】

笠岡諸島地域において、一定の要件を満たす設備を新增設した場合、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3年度分の固定資産税の課税を免除します。

(1) 対象事業の種類

製造業、旅館業、情報サービス業、農林水産物等販売業等

(2) 対象の資産

取得価格150万円以上の新增設された設備（家屋・償却資産）並びに当該家屋の敷地（その取得の翌日から1年以内に建設の着手があったものに限る。）

(3) 設備取得の対象期間

平成27年1月2日から令和9年3月31日

(4) 税率の軽減

期間	初年度	第2年度	第3年度
税率	課税免除	課税免除	課税免除

**【地方活力向上地域特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例措置】**

地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、特定業務施設（「調査・企画部門」、「情報処理部門」、「研究開発部門」、「国際事業部門」、「その他管理業務部門」のいずれかを有する事務所、研究所、研修所であって重要な役割を担う事業所）を整備した場合、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3年度分の固定資産税の税率を軽減します。

(1) 対象事業者

令和8年3月31日までに岡山県の地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者

(2) 対象の資産

取得価格が3,800万円（中小企業者等は1,900万円）以上の新增設された設備（家屋・償却資産）並びに当該家屋・構築物の敷地（その取得の翌日から1年以内に建設の着手があったものに限る。）

(3) 設備取得の対象期間

地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた日から2年間

(4) 税率の軽減

区分	対象者	税率		
		初年度	第2年度	第3年度
移転型	東京23区にある本社機能を移転し、特定業務施設を整備する事業者	0	0.35/100	0.7/100
拡充型	地方にある本社機能を拡充し、特定業務施設を整備する事業者	0	0.467/100	0.933/100

## 都市計画税

都市計画税は、道路・公園・下水道整備などの都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に全額が使われている目的税で、用途地域（旧市街化区域）内の土地・家屋に対して課税されます。

### ① 都市計画税を納めていただく人（納税義務者といいます。）

毎年1月1日現在、用途地域（旧市街化区域）内に所在する土地・家屋の所有者です。  
なお、固定資産税において免税点未満の人は、都市計画税も課税されません。

### ② 課税標準額の算定

固定資産税と同じく、土地・家屋の価格が課税標準額になります。

土地については、固定資産税と同様に住宅用地の特例措置、負担水準に応じたなだらかな税負担の調整措置があります。

なお、新築住宅等に対する減額措置は、都市計画税については適用されません。

### ③ 税額の計算方法

都市計画税額は次のように計算します。

$$\text{都市計画税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率}$$

※ 税率は、0.3%です。

### ④ 納税の方法

固定資産税とあわせて納めていただきます。

**Q 地価が下落しているにもかかわらず、税額が下がらないのはなぜですか。**

**A** 平成6年度の評価替えて、全国一律に地価公示価格の7割を固定資産の評価額とし、それまで市町村間でばらつきのあった評価水準のバランスをとりました。この評価替えて税負担が急増しないようになだらかに課税標準額を上昇させる負担調整措置が講じられました。しかし、各宅地間の評価額の上昇の違いがそのまま課税標準額の上昇の違いとはならず、負担水準（評価額に対する課税標準額の割合）にばらつきが生じることとなりました。

さらに全国的に地価の下落が始まり、負担水準のばらつきを拡大させました。そこで平成9年度以降、負担水準の均衡化を重視した調整措置が講じられ、これにより、負担水準が高い土地は税負担を引き下げたり、据え置いたりし、また、負担水準が低い土地はなだらかに税負担を引き上げていくしくみとなっています。

したがって、地価の動向に関わりなくすべての土地の税額が上がっているわけではなく、地価が上昇している場合を除けば、負担水準が低い土地に限られています。

**Q 家屋が年々古くなっているのに評価額が下がらないのはなぜですか。**

**A** 家屋の評価額は、評価の対象となった家屋と同一のものを評価替えの時点において、その場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費に、家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価をあらわした経年減点補正率を乗じて求められます。

ただし、その価額が前年度の価額を超える場合は、通常、前年度の価額に据え置かれます。建築年次の古い家屋の一部については、過去に建築費の上昇が続く中、評価額が据え置かれていたこともあって、経年減点補正率を加味した評価額であっても、以前から据え置かれていた価額を下回るまでにはならず、評価額が下がらないといったことがあります。

**Q 令和3年11月に住宅を新築したのですが、令和7年度分から固定資産税の税額が急に高くなっています。なぜでしょうか。**

**A** 新築の住宅に対しては、一定の要件を満たせば、新たに固定資産税が課税されることになった年度から3年度分に限り、120㎡分の税額が2分の1に減額されます。したがって、ご質問の場合は、これまでの3年度分は家屋に対する固定資産税が減額されていましたが、令和7年度からはこの減額適用期間が終了したことにより、本来の税額を納めていただくことになったわけです。

**Q 令和6年6月に住宅を倒しました。現在更地です。住宅の税金がかからなくなるはずなのに、税額が高くなっています。**

**A** 住宅の敷地の用に供されている土地については住宅用地の特例が適用されますので、この土地は今まで課税標準額が軽減された状態でした。住宅を倒したことにより住宅用地の特例の適用が受けられなくなり、課税標準額が軽減されない状態で税額の計算をするようになります。今後、新たに住宅を建てられることがあれば、その時に再度、住宅用地の特例を適用することとなります。

## 固定資産税・都市計画税 Q&A

**Q** 令和6年12月に土地の売買をし、令和7年1月に買主への所有権移転登記をすませました。令和6年度の固定資産税はどのようになりますか。

**A** 固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）現在の登記簿の所有者に課税されることになっています。したがって、年の途中で売買により所有しなくなった場合でも、令和7年1月1日現在の所有者である売主の方が、令和7年度の固定資産税を納める義務があります。

**Q** 固定資産課税台帳を閲覧しましたが、価格に不服があります。

**A** 固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日以降、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、固定資産評価審査委員会に対して審査の申し出をすることができます。

ただし、評価替えが行われる年度（基準年度）以外は、原則として基準年度の価格が据え置かれるため、次の場合に限り審査の申し出をすることができます。

- ① 新たに価格が固定資産課税台帳に登録された場合（家屋の新築や土地の分筆等）
- ② 前年度からその価格が変更された場合（家屋の増改築や土地の地目変換等）
- ③ 地価の下落により土地の価格が修正された場合
- ④ 償却資産の価格について申し立てる場合
- ⑤ 評価替えや価格の修正がなされるべきである旨を申し立てる場合

**Q** 納税通知書の内容に不服があります。

**A** 納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、固定資産評価審査委員会に対して審査の申し出をすることができる事項（固定資産課税台帳に登録された価格）については、市長に対し審査請求をすることはできません。

## 軽自動車税

令和元年10月1日から軽自動車税は軽自動車税種別割に名称が変わりました。また、軽自動車を取得する時にかかる自動車取得税（県税）が廃止され、軽自動車税環境性能割（市税）が創設されました。

### ■軽自動車税種別割

軽自動車税種別割は、毎年4月1日（賦課期日）現在に、原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車二輪、二輪小型自動車、軽自動車の所有者に課税される税金です。

#### ① 税率

##### 【原動機付自転車及び二輪車等】

種別	税率	
原動機付自転車	50cc 以下	2,000円
	0.60kW 以下 (特定小型原動機付自転車)	2,000円
	50cc 超 125cc 以下 及び最高出力 4.0KW 以下	2,000円
	50cc 超 90cc 以下	2,000円
	90cc 超 125cc 以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの（コンバイン、 トラクター等乗用装置のあるもの）	2,400円
	その他のもの (フォークリフト、ショベルローダー等)	5,900円
軽自動車二輪	125cc 超 250cc 以下	3,600円
二輪小型自動車	250cc 超	6,000円

【軽自動車（三輪・四輪以上の車両）】

◆重課税率・旧税率・新税率

種別		①初期登録から13年を超える車両の税率（重課税率）	②平成27年3月31日以前に初期登録を受けた車両の税率で、左記①に該当しないもの（旧税率）	③平成27年4月1日以後に初期登録を受けた車両の税率（新税率）	
軽自動車	三輪のもの	4,600円	3,100円	3,900円	
	四輪以上のもの	乗用 営業用	8,200円	5,500円	6,900円
		乗用 自家用	12,900円	7,200円	10,800円
	貨物	営業用	4,500円	3,000円	3,800円
自家用		6,000円	4,000円	5,000円	



◆軽課税率（グリーン化特例）

自動車検査証の「初度検査年月」が令和6年4月～令和7年3月まで（令和6年度に新規登録）の車両で、下記の＜軽課税率の適用条件＞を満たす車両については、令和7年度分に限り軽自動車税種別割が軽減されます。

種別		新税率75%軽減	新税率50%軽減	新税率25%軽減	
軽自動車	三輪のもの	1,000円	2,000円 （乗用営業用のみ）	3,000円 （乗用営業用のみ）	
	四輪以上のもの	乗用 営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		乗用 自家用	2,700円		
	貨物	営業用	1,000円		
自家用		1,300円			

＜軽課税率の適用条件＞

種別	排出ガス基準	燃費基準	軽減率
電気自動車・燃料電池自動車	（基準なし）	（基準なし）	新税率から概ね75%軽減
天然ガス自動車	平成21年排出ガス基準10%低減達成 または 平成30年排出ガス基準達成	（基準なし）	
ガソリン車・ハイブリッド車 （※排出ガス性能基準と燃費性能基準の両方を満たす必要があります）	乗用・営業用 平成17年排出ガス基準75%低減達成 または 平成30年排出ガス基準50%低減達成	令和12年度燃費基準90%達成 かつ 令和2年度燃費基準達成	新税率から概ね50%軽減
		令和12年度燃費基準70%達成 かつ 令和2年度燃費基準達成	新税率から概ね25%軽減

## ② 申告

軽自動車等を所有しているかどうかは、所有者の申告にもとづきます。

軽自動車等の取得や所有者の住所等の変更があった場合は15日以内に、軽自動車等を廃車や売却した場合は30日以内に次のところへ申告してください。

車種	排気量	申告場所	
原動機付自転車 小型特殊自動車	125cc 以下	笠岡市総務部税務課市民税係 笠岡市中央町1-1	☎0865-69-2116
軽自動車三輪 軽自動車四輪	—	軽自動車検査協会岡山事務所 岡山市北区久米177-3	☎050-3816-3084
軽自動車二輪	125cc 超 250cc 以下	中国運輸局岡山運輸支局 岡山市北区富吉5301-5	☎ (登録)050-5540-2072 (検査)086-286-8153
二輪小型自動車	250cc 超		

※原動機付自転車等には、車検制度はありませんが、自賠責保険への加入が義務づけられています。加入の手続きについては、損害保険会社等にお問い合わせください。

### 【原動機付自転車・小型特殊自動車の申告に必要なもの】

#### (1) 原動機付自転車・小型特殊自動車の新規登録について

手続き	手続きに必要なもの
販売業者から購入したとき	(1)販売証明書（販売業者の住所または所在地・氏名または名称・電話番号・販売日・車名・車台番号・排気量等の記載があるもの） (2)届出者（代理人）の本人確認ができるもの
市外から転入したとき（ナンバープレートあり）	(1)旧市区町村のナンバープレート (2)旧市区町村の標識交付証明書 (3)届出者（代理人）の本人確認ができるもの
市外から転入したとき（廃車手続き済・ナンバープレート返納済）	(1)旧市区町村発行の廃車証明書 (2)届出者（代理人）の本人確認ができるもの

#### (2) 原動機付自転車・小型特殊自動車の廃車について

手続き	手続きに必要なもの
廃棄、譲渡、転出をするとき	(1)ナンバープレート (2)標識交付証明書 (3)届出者（代理人）の本人確認ができるもの
紛失した、盗難に遭ったとき（廃車手続きをする前に必ず警察へ盗難届を出してください。）	(1)標識交付証明書 (2)届出者（代理人）の本人確認ができるもの ※届け出た警察署名、被害年月日、受理番号、届出日の確認をしますので控えておいてください。

### (3) 原動機付自転車・小型特殊自動車の名義変更について

手続き	手続きに必要なもの
笠岡市のナンバープレートの付いたバイク等を譲り受けたとき	(1) 標識交付証明書 (2) 譲渡証明書（旧所有者の住所または所在地・氏名または名称・電話番号・譲渡日・車名・車台番号・排気量等の記載があるもの） (3) 届出者（代理人）の本人確認ができるもの
他市区町村ナンバープレートの付いたバイク等を譲り受けたとき	(1) 旧市区町村のナンバープレート (2) 旧市区町村発行の標識交付証明書 (3) 譲渡証明書（旧所有者の住所または所在地・氏名または名称・電話番号・譲渡日・車名・車台番号・排気量等の記載があるもの） (4) 届出者（代理人）の本人確認ができるもの
笠岡市または他市区町村にて廃車済み（ナンバープレートなし）のバイク等を譲り受けたとき	(1) 廃車証明書 (2) 譲渡証明書（旧所有者の住所または所在地・氏名または名称・電話番号・譲渡日・車名・車台番号・排気量等の記載があるもの） (3) 届出者（代理人）の本人確認ができるもの

### ③ 納税の方法

市役所から送付する納税通知書によって、5月末日までに納めていただきます。

軽自動車税種別割には、月割課税制度はありませんので、4月2日以降に廃車や名義変更されても、その年度の軽自動車税種別割は納めていただくことになります。

### ④ 身体障がい者等に対する軽自動車税種別割の減免について

笠岡市では、身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳等をお持ちの方で一定の要件を満たす場合、日常生活に不可欠な手段となっている軽自動車等について、軽自動車税種別割の減免を行っています。

減免を受けるには、その年度の軽自動車税種別割納期限までに申請が必要です。

## ■軽自動車税環境性能割

新車・中古車を問わず取得価格が50万円を超える三輪・四輪の車両を取得された場合に課税されます。軽自動車税環境性能割は市税ですが、当分の間は県が賦課徴収を行います。

### ① 税率

種類		排出ガス基準	燃費基準	税率	
				自家用	営業用
電気自動車		—	—	非課税	非課税
天然ガス車		平成30年基準適合 または 平成21年基準 10%低減達成	—	非課税	非課税
ガソリン車	乗用車	平成30年基準 50%低減達成 または 平成17年基準 75%低減達成	令和12年度基準 80%達成 かつ 令和2年度基準達成	非課税	非課税
			令和12年度基準 75%達成 かつ 令和2年度基準達成	1%	0.5%
			令和12年度基準 70%達成 かつ 令和2年度基準達成	2%	1%
	車両総重量 2.5トン 以下の トラック		令和4年度基準 105%達成	非課税	非課税
			令和4年度基準 100%達成	1%	0.5%
			令和4年度基準 95%達成	2%	1%
上記以外	乗用車	—	—	2%	2%
上記以外	乗用車以外	—	—	2%	2%

## 軽自動車税種別割 Q&A

Q 私は、4月中旬に50ccのバイクを友人に譲りましたが、軽自動車税種別割の納税通知書が送られてきました。税金は私が納めるのでしょうか。

A 軽自動車税種別割は、4月1日を賦課期日としています。（毎年4月1日の所有者に課税される税金です。）

このため、4月1日に軽自動車等（あなたの場合は、50ccのバイク）をお持ちの方に課税されます。したがって、今年度はあなたに課税され、来年から友人の方に課税されます。なお、名義変更の手続きをしていないと、来年度もあなたに課税されることとなりますので、必ず手続きをしてください。

Q 50ccのバイクが盗難にあいました。どうすればいいのですか。

A まず、警察に盗難の届出をしてください。その後、税務課で廃車の手続きをしてください。その際に、盗難届先の警察署名、盗難届の受理年月日・受理番号を記入していただきますので、警察署で確認しておいてください。

手続きをされないと、そのバイクについては、いつまでも課税されますので、必ず手続きをしてください。

Q 私は、10年来持っていた軽自動車を、8月に廃車しました。4月に納めた軽自動車税種別割は、自動車税種別割のように、月割で戻してくれる制度はないのですか。

A 自動車税種別割のような月割制度はありません。

軽自動車税種別割は、4月1日現在の所有者に課税される年額の税金です。

ご質問のような場合では、廃車された次の年度から課税されません。

Q 所有している原付を長らく使っていませんが、また使う可能性があるので、いったん廃車手続きができますか。

A 原動機付自転車・小型特殊自動車は、道路運送車両法に「一時抹消」の定めがありません。そのため、一時的に利用しないという理由で廃車手続を受付することができず、使用していなくても所有していることで課税されます。

廃車申告は、車体を廃棄する、他の人に譲渡する、転出される場合などに限り、お手続きをお願いします。

もし、廃車手続後に当該車両を保有していることが判明した場合は、遡って課税されますので、廃車手続後は、速やかに車両の処理をお願いします。

## 市たばこ税

市たばこ税は、卸売販売業者等が市内の小売販売業者に、たばこを売り渡すときにかかる税金です。この税金は、たばこを購入するときの価格に含まれていますので、実際は購買者自身が税金を負担しています。

### ① 市たばこ税を納めていただく人（納税義務者といいます。）

- ・製造たばこの製造者
- ・特定販売業者（輸入業者）
- ・卸売販売業者

### ② 納める額

市たばこ税 = 納税義務者が市内の小売販売業者に売り渡した合計本数 × 税率

### ③ 税率

製造たばこ 1,000本につき 6,552円（令和7年4月1日現在）

### ④ 申告と納税

卸売販売業者等が、毎月末日までに、前月分の売り渡し分に対しての算出した税額を申告し、その税額を納めることになっています。

### ⑤ 加熱式たばこについて

「加熱式たばこ」は、たばこ税法上、これまで「パイプたばこ」に区分されていましたが、平成30年度の税制改正により「加熱式たばこ」の区分が新たに設けられました。

また、加熱式たばこの紙巻たばこの本数への換算方法についても見直されました。新しい課税方式では、「重量」及び「価格」を基に紙巻たばこの本数に換算します。

## 市税の納付

税金の納付は国民の義務であり、日本国憲法第30条で「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」と定められています。皆さんの納めていただく市税は、豊かな生活を実現するために市が行う施策を実行していくための重要な財源となっています。市税は、定められた納期限までに納付してください。

### ① 市税の納期限

税 目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市県民税	普通徴収			1期		2期		3期			4期		
	年金特別徴収	○		○		○		○		○		○	
	給与特別徴収	徴収した月の翌月10日まで											
法人 市民税	確 定	事業年度終了の日から2か月以内											
	予 定	事業開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内											
固定資産税・都市計画税			1期		2期		3期			4期			
軽自動車税種別割			全期										
市たばこ税		翌月の末日まで											
国民健康 保 険 税	普通徴収				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
	年金特別徴収	○		○		○		○		○		○	

※ 各納期限は、月の末日となります（ただし、12月は25日です）。

※ 各納期限の日が市の休日に当たるときは、市の休日の翌日が納期限となります。

### ② 市税の納付方法

お送りした納付書で納付する方法と、口座振替制度を利用する方法があります。

#### 【納付書で納める場合】

下記の場所で納付いただけます。

- ・ 笠岡市役所税務課（収納対策係）（木曜日は19時まで開庁）  
及び出張所（白石島・北木島・真鍋島）
- ・ 金融機関（笠岡信用組合、中国銀行、広島銀行、トマト銀行、玉島信用金庫、  
晴れの国岡山農業協同組合、全国のゆうちょ銀行）

- コンビニエンスストア（全国）  
セブン-イレブン、ローソン、ローソンストア 100、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、セイコーマート、生活彩家、タイエー、ハマナスクラブ、くらしハウス、ハセガワストア、スリーエイト、ニューヤマザキデイリーストア、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、MMK(マルチメディアキオスク端末)設置店
- スマートフォン決済アプリ  
PayPay 請求書払い、支払秘書、PayB、J-Coin 請求書払い、d払い請求書払い、auPAY（請求書支払い）
- QRコード決済  
納付書に地方税統一 QR コード（eL-QR）が印刷してある場合は、地方税共同機構が提供する「地方税お支払サイト」を利用して、スマートフォン決済アプリでの納付やクレジットカード決済が可能になります。また、現金納付の場合は、全国の地方税統一 QR コード対応金融機関での納付が可能になります。  
※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。  
〔コンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリ、QRコード決済における注意点〕  
※ コンビニエンスストアではバーコードのついた税額 30 万円以下の納付書であれば納付できます。ただし、金額訂正したとき、バーコードのない納付書や読み取れないものは取り扱いできません。  
※ スマートフォン決済アプリ、QRコード決済をご利用の場合、領収書が発行されません。領収書が必要な方は、市役所・金融機関等で納付してください。

## 【口座振替で納める場合】

- 取扱金融機関  
笠岡信用組合、中国銀行、広島銀行、トマト銀行、玉島信用金庫、晴れの国岡山農業協同組合、全国のゆうちょ銀行
- 手続き方法  
お取引されている取扱金融機関の窓口で申し込み手続きができます。  
必要な物は、口座振替依頼書、預貯金通帳、届出印（、納税通知書）です。  
口座振替依頼書は、市内の取扱金融機関、笠岡市役所税務課（収納対策係）、各出張所に備えています。税務課（収納対策係：0865-69-2117）までご連絡いただければ郵送いたします。  
※ 納税義務者名毎に、それぞれに手続きが必要です。  
※ 一度手続きすると翌年度以降も自動的に口座振替が継続されます。
- 口座振替のできる市税及び振替方法

税 目	振替の方法	
市県民税（普通徴収）	選択	期別（納期ごとの振替）
固定資産税・都市計画税		全納（税目ごとの第1期に年度分一括振替）
軽自動車税種別割	期別（年度分一括振替）	
国民健康保険税	期別（納期ごとの振替）	

（注）税目ごとに引き落としの選択はできません。

・口座振替の開始及び振替日

振替日は各納期限日（全期一括振替の場合は、第1期の納期限）です。

振替の開始は、取扱金融機関等の受付日の翌月末に到来する振替日からです。

後日、「口座振替開始のお知らせ」を送付しますので、開始月・金融機関等をご確認ください。

### ③ 市税の還付

納め過ぎた税金（過誤納金）が発生した場合は、納税義務者に「過誤納金還付請求書兼口座振込依頼書」をお送りします。

#### 【還付方法】

預貯金口座への振り込みとなります。お送りした用紙に納税義務者の住所・氏名・電話番号、及び預貯金口座欄へ必要事項を記入、押印して返送してください。

納税義務者がお亡くなりの方は、代表相続人の方をご記入ください。（納税義務者との続柄もご記入ください。）

#### 【充当】

市税に滞納があるときは還付金を充当します。事務処理後、還付充当通知書（市税の領収証にかわるもの）を送付します。

#### 【還付加算金】

還付額や期間によって次の計算から求めた還付加算金が加算されます。

$$\text{還付加算金} = \text{①基礎となる(還付)額} \times \text{②還付加算金の割合} \\ \times \text{納め過ぎとなった日から還付の日までの日数} \div 365 \text{日}$$

①基礎となる額：1,000円未満の端数は切り捨てます。ただし、2,000円未満の額の場合は0円とします。

②還付加算金の割合：毎年の還付加算金特例基準割合により決定されます。

《令和3年1月1日以降》

各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年0.5%の割合を加算した割合となります。（還付加算金特例基準割合）

期 間	還付加算金 特例基準割合
令和3年1月1日から令和3年12月31日	年1.0%
令和4年1月1日から令和7年12月31日	年0.9%

《平成26年1月1日～令和2年12月31日》

各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合となります。（特例基準割合）

期 間	特例基準割合
平成 30 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日	年 1.6%
平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日	年 1.7%
平成 27 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日	年 1.8%
平成 26 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日	年 1.9%

《平成 25 年 12 月 31 日以前》

各年の前年の 11 月 30 日の商業手形の基準割引率（日本銀行法第 15 条第 1 項第 1 号で定められている率）に、年 4%の割合を加算した割合となります。0.1%未満の端数があるときは切り捨てます。

期 間	特例基準割合
平成 22 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日	年 4.3%
平成 21 年 1 月 1 日から平成 21 年 12 月 31 日	年 4.5%

#### ④ 納税の猶予

##### 【徴収猶予】

納税義務者が、次の理由で市税を納期限内に納めることが困難な場合は、申請によって、1 年以内の期間に限り、徴収の猶予が認められる場合があります。

申請期限はありませんが、猶予を受けようとする期間より前に申請してください。

- ア 震災、風水害、火災、その他の災害を受け、又は盗難にあったとき
- イ 納税者または家族が病気にかかったり、負傷したとき
- ウ 事業を廃止又は休止したとき
- エ 事業について、著しい損失を受けたとき

##### 【換価の猶予】

納税義務者が、次のすべての要件に該当する場合は、1 年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

- ア 市税を一時に納付することにより、その事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること
- イ 納税について誠実な意思を有すると認められること
- ウ 換価の猶予を受けようとする市税以外の市税の滞納がないこと
- エ 納付すべき市税の納期限から 6 か月以内に申請書が提出されていること
- オ 原則として、担保の提供があること

#### ⑤ 市税の滞納

滞納とは、市税を定められた納期限までに納付しないことをいいます。納期限を過ぎると、単なる納付忘れや特別な事情により納付できない場合などを考慮して、まず督促状を発送し、次に催告書や電話などで納付を促します。

##### 【督促手数料】

市税を納期限までに完納されない場合、督促状を発送します。督促状 1 通につき督促手数料 50 円を徴収します。

## 【滞納処分】

市税を滞納したままですと、納期限までに納められた方との公平性や、大切な市税を確保するため、やむを得ず、滞納している人の財産（不動産・預貯金・給与等）などを差し押さえ、さらにその財産を公売するなどの滞納処分を行います。

## 【延滞金】

納期限を過ぎると、次の計算により延滞金が加算されます。

$$\text{延滞金} = \text{①税額} \times \text{②延滞金の割合} \times \text{③日数}$$

①税額：1,000円未満の端数は切り捨てます。ただし、2,000円未満の額の場合は0円とします。

②延滞金の割合：

《令和3年1月1日以降》

A：納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

年「7.3%」と「延滞金特例基準割合+1%」のいずれか低い割合を適用する。

B：納期限の翌日から1月を経過した日の翌日以降

年「14.6%」と「延滞金特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合を適用する。

【延滞金特例基準割合】

各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合

期 間	割合	
	A	B
令和3年1月1日から令和3年12月31日	2.5%	8.8%
令和4年1月1日から令和7年12月31日	2.4%	8.7%

《平成26年1月1日～令和2年12月31日》

A：納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

年「7.3%」と「特例基準割合+1%」のいずれか低い割合を適用する。

B：納期限の翌日から1月を経過した日の翌日以降

年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合を適用する。

【特例基準割合】

各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合

期 間	割合	
	A	B
平成 30 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日	2.6%	8.9%
平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日	2.7%	9.0%
平成 27 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日	2.8%	9.1%
平成 26 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日	2.9%	9.2%

《平成 25 年 12 月 31 日以前》

A：納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間

原則として年 7.3%の割合を適用する。

ただし、平成 12 年 1 月 1 日以後の延滞金の割合（年 7.3%部分）については、年「7.3%」と「特例基準割合（前年の 11 月 30 日の日本銀行が定める基準割引率+4%）」のいずれか低い割合を適用する。

期 間	割合
平成 22 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日	4.3%
平成 21 年 1 月 1 日から平成 21 年 12 月 31 日	4.5%
平成 20 年 1 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日	4.7%
平成 19 年 1 月 1 日から平成 19 年 12 月 31 日	4.4%
平成 14 年 1 月 1 日から平成 18 年 12 月 31 日	4.1%
平成 12 年 1 月 1 日から平成 13 年 12 月 31 日	4.5%
平成 11 年 12 月 31 日以前	7.3%

B：期限の翌日から 1 月を経過する日の翌日以降

年 14.6%を適用する。

③日数：納期限の翌日から納付の日まで

### 【延滞金の計算例】

令和 7 年 5 月 31 日納期限の固定資産税(第 1 期)41,600 円を、令和 7 年 12 月 15 日に納付した。

- ①税額 41,000 円（1,000 円未満切り捨て）  
 ②延滞金の割合 割合 A 2.4% 割合 B 8.7%  
 ③日数 30 日(6 月 1 日～30 日) 168 日(7 月 1 日～12 月 15 日)  
 延滞金計算  $41,000 \times 2.4 / 100 \times 30 / 365 + 41,000 \times 8.7 / 100 \times 168 / 365 \approx 1,722$

滞納額＝本税 41,600 円＋督促手数料 50 円＋延滞金 1,700 円(100 円未満切り捨て)  
 ≒43,350 円

### ⑥ 不服申立て

市税の賦課決定や滞納処分（督促や差押など）について不服のある人は、市長に対して文書により審査請求をすることができます。

審査請求期間は次のとおりです。

区 分	期 間
市税の賦課決定	納税通知書を受けとった日の翌日から起算して3か月以内
督促	督促状を受けとった日の翌日から起算して3か月以内、又は差押えにかかる決定の通知を受けとった日の翌日から起算して3か月を経過した日のいずれか早い日まで
不動産などの差押え	差押えのあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内、又はその公売の期日のいずれか早い日まで

## 市税の納付 Q&A

Q 現在、口座振替で納付していますが、別の金融機関に変更したいときはどうすればよいですか。

A 口座振替をする金融機関や口座を変更したいときは、新規の手続きと同様に「口座振替納付依頼書」を、今後使用したい金融機関に提出してください。現在口座振替している金融機関への手続きは不要です。

ただし、手続き後、登録事務が完了するまでに1ヶ月程度必要ですので、余裕を持って手続きをお願いします。

Q 振替日に残高不足などで振替（引き落とし）ができませんでした。後日、口座に入金した場合、遡って振替ができますか。できない場合はどうすればよいですか。

A 振替日を過ぎた場合、後日お金を口座に入金されても振替はできません。

振替ができなかった分について、市から振替不能通知書を送付しますので、金融機関等で納めてください。

口座振替は継続されますので、次の納期分からは確実に振替ができるよう、口座の残高を事前にご確認ください。

なお、口座振替が全期前納で振替不能となった場合は、第1期分のみ送付する振替不能通知書で納付してください。第2期分以降は納期ごとに口座から振替となります。翌年度は、全期前納の振替が継続されます。

Q やむを得ない事情で納期限までに市税を納めることができません。どうしたらよいですか。

A 納税ができない事情がある場合は、納期限までに税務課（収納対策係）へお越しいただきご相談ください。来庁できないときは、電話でご連絡ください。

Q 督促状が送られてきました。市役所まで行かないといけませんか。

A 督促状は、納期限までに税金を完納されないときに送付するものです。

金融機関・コンビニエンスストア・スマホ決済アプリ等にて督促状で、納めてください（お手元の納付書との二重納付にご注意ください）。

なお、督促状1通につき50円の督促手数料が必要となります。

Q 市税を滞納しており、督促状や催告書が送られてきていましたが、無視していたら「差押調書(謄本)」が送られてきました。差し押さえる前に連絡や、本人の同意が必要なのではないでしょうか。

A 督促状を発送して10日を経過した日（11日目）までに完納されないときは、滞納処分（差押等）をしなければならないことになっています（地方税法第331条等）。従って、差し押さえる前に連絡や本人の同意を得る必要はありません。

## 市税の納付 Q&A

Q **借金があるので税金が払えません。**

A 税金はすべての借金などに優先すると規定されています(地方税法第 14 条 地方税優先の原則)ので、税金の納付を最優先してください。

---

Q **税金を滞納して何か困ることがありますか？**

A 税金を滞納すると、次のようなことが考えられます(これらは一部です)。

- 1 各種申請などに必要な「滞納がない証明書」が発行されません。
- 2 財産調査が行われ、お勤め先や取引先金融機関などに滞納している事実が知られるとともに、事務処理などで迷惑をかけることとなります。
- 3 滞納処分により、あなたの大切な財産や社会的信用を失う恐れがあります。

## 市税の証明

### ① 証明の種類と手数料及び交付申請場所

種類		内容	手数料	申請場所				
				窓口			郵便	コンビニ
				税務課	出張所	吉田文化会館		
(市県民税) 所得・課税証明書	個人	収入・所得・市県民税額	1年度1人 300円	○	○	○	○	○
	世帯	収入・所得・市県民税額	1年度1世帯 300円	○	○	○	○	
固定資産	資産証明書	所有している資産	1年度1件 300円	○	○	○	○	
	評価証明書	所有している資産の評価額	1年度1件 300円	○	○	○	○	
	公課証明書	所有している資産の評価額と税額	1年度1件 300円	○	○	○	○	
納税証明	納税証明書	市税の年税額・納付済額・未納額・納期末到来額	1年度1件 300円	○	○	○	○	
	完納証明書	市税の滞納がない証明	1件 300円	○	○	○	○	
	軽自動車税種別割納税証明書(継続検査用)	軽自動車の車両番号及び納付済年月日	無料	○	○	○	○	
住宅用家屋証明	登録免許税軽減のための家屋証明	1通 1,300円	○			○		

※1件とは一納税義務者を示します。

- 市税の納付や申告等が必要なものは、税務課での対応となることがあります。
- 市税の納付後、2週間以内に納税証明の交付を申請される場合は、当該市税の領収書又は、口座振替された記載のある通帳を持参して下さい。

## ② 証明の交付申請

### 【窓口での交付申請】

#### (1) 受付日時

午前8時30分～午後5時15分

(税務課のみ木曜日は午前8時30分～午後7時)

※土・日曜日、祝日及び、12月29日から1月3日は除きます。

#### (2) 申請に必要なもの

窓口にくられる方	必要なもの
本人	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人確認書類(※)</li> </ul>
代理人	<ul style="list-style-type: none"> <li>証明書の必要な方が署名、押印した委任状 (笠岡市内で証明の必要な方と同一世帯の代理人が申請する場合は不要)</li> <li>代理人の本人確認書類(※)</li> </ul>
法人の代理人	<ul style="list-style-type: none"> <li>証明書の必要な法人が署名(会社名・代表者名)、押印(代表者印)した委任状</li> <li>代理人の本人確認書類(※)</li> </ul>
相続人	<ul style="list-style-type: none"> <li>相続関係のわかる書類(戸籍謄本等)</li> <li>窓口へお越しになる方の本人確認書類(※)</li> </ul>

※マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、介護保険証、後期高齢者医療保険証等のご本人確認ができる書類を窓口でご提示ください。

### 【郵便での交付申請】

遠方にお住まいの場合等、窓口へお越しになれない場合に郵便で証明書の交付申請をすることができます。

#### (1) 申請に必要なもの

次の4点を市役所(税務課)まで送付してください。

必要なもの	注意事項
申請書	<p>申請書は笠岡市ホームページからダウンロードできます</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請人の住所、氏名、フリガナ、生年月日</li> <li>証明書の必要な方の住所、氏名、フリガナ、生年月日 ※転出された方の場合、笠岡市での住所も必要となります</li> <li>代理人が申請する場合、証明書の必要な方が署名、押印した委任状 ※法人の証明書が必要な場合、署名(会社名・代表者名)、押印(代表者印)した委任状 ※相続人の場合、相続関係のわかる書類(戸籍謄本等)</li> <li>電話番号(昼間連絡のつく番号)</li> <li>証明書の使用目的</li> <li>必要な証明書の種類・年度・枚数</li> </ul>

申請人の本人確認書類の写し	・マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、介護保険証、後期高齢者医療保険証等の写し
返信用封筒	・宛先を記入し、切手を貼付してください ※返信先は原則として申請人の住所地です
手数料分の定額小為替	・ゆうちょ銀行または郵便局にてお求めください ※つり銭のないようにご用意ください

**【宛先】**

〒714-8601 笠岡市中央町1番地の1 笠岡市役所 税務課市民税係 宛

**【コンビニエンスストアでの交付申請】**

全国のコンビニエンスストアでマイナンバーカードを使用して、各店舗にあるキオスク端末を操作することで、ご本人の最新年度の(市県民税)所得・課税証明書を取得することができます。(過年度の証明書は取れません。窓口か郵便で請求してください。)

**(1) 受付日時**

午前6時30分～午後11時

※12月29日から1月3日と5月31日は除きます。

**(2) 申請に必要なもの**

ご本人のマイナンバーカード

※マイナンバーカード交付時に設定した4桁の暗証番号(利用者証明用電子証明書暗証番号)も必要です。

## 市税の証明 Q&A

Q 私は、今年3月に笠岡市に引っ越してきました。所得・課税証明書は、笠岡市で取れますか。

A 市民税は、毎年1月1日に住んでいたところで課税されます。あなたの場合は、今年度の市民税は以前住んでいたところで課税されますので、そちらで所得・課税証明書を取ってください。

Q 資産証明について、私は笠岡市笠岡A番地を今年の4月にBさんより購入しました。資産証明書を必要とするのですが、証明書を交付してくれますか。

A 固定資産税は、毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に課税されます。

あなたが、今年度の資産証明を取りたい場合は、笠岡市笠岡A番地の登記済証、売買契約書等の所有権の移転を証する書面が必要となります。

Q 住宅用家屋証明について、私は今年4月に店舗併用住宅を新築しました。登録免許税の軽減を受けたいのですが、店舗併用住宅でもその措置は受けられますか。なお、建物の延べ床面積は200㎡です。そのうちの10㎡が店舗部分です。

A 軽減措置は受けられます。

併用住宅の場合、その家屋の床面積の90%を超える部分が住宅であれば、該当となります。また、それ以外に、自分の住宅として使用していること、住宅の床面積が50㎡以上であること、及び新築後1年以内の登記であることが軽減の条件となります。

## 市税に関する問合せ先

問合せたいこと	担当	電話番号	Eメール
個人市民税	税務課 市民税係	0865-69-2116	<a href="mailto:zeimu@city.kasaoka.lg.jp">zeimu@city.kasaoka.lg.jp</a>
法人市民税			
軽自動車税種別割			
原付自転車の標識交付			
市たばこ税			
市税の証明			
過誤納金の還付			
固定資産税・都市計画税	税務課	0865-69-2118	
特別土地保有税	固定資産税係		
軽自動車税環境性能割	岡山県備前県民局 税務部久米分室	086-245-6200	—
市税の納付	税務課 収納対策係	0865-69-2117	<a href="mailto:syunoutaisaku@city.kasaoka.lg.jp">syunoutaisaku@city.kasaoka.lg.jp</a>
口座振替			
納税相談			
滞納処分			

※ 固定資産の評価額に対する不服審査の申し出については、下記までお問合せください。

固定資産評価審査委員会事務局

TEL 0865-69-2164      FAX 0865-63-6130

E-mail : [senkyokanri@city.kasaoka.lg.jp](mailto:senkyokanri@city.kasaoka.lg.jp) (選挙管理委員会と共通)

〒714-0081 笠岡市笠岡1872番地の19

市税のしおり	令和7年度版
発行年月	令和7年12月
編集・発行	笠岡市総務部税務課